

## 【病室関係】

- 個室(感染症病床)であること
- 前室を有すること
- 病室内にトイレ、シャワーを有すること
- 病室の床面積は15㎡以上であること
- 病室の天井の高さが2.4m以上であること
- 内部の空気が外部に漏れにくい構造であること
- 外部と前室、前室と病室の扉が同時に開かないこと
- 外部へのベットの出し入れが容易なこと
- 前室と病室の間の扉は手の指を使用しないで開閉できること
- 窓は気密性が高く、非常時にのみ開くことができること
- 床、壁は清掃、消毒が容易な構造であること
- 天井は清掃が容易な構造であること
- 空調は全外気方式又は循環器方式とし、当該病室等に再流入させないフィルターを備えていること
- 特定区域(第一種病室等の区域)に対する給気設備は、当該病院の他の区域と同一としないこと
- 給気設備には、外部に感染症の病原体を飛散させないフィルターを有するか、空気の逆流を防止する機能が設けられていること
- 特定区域の排気は、それぞれの第一種病室等ごとに行われること
- 排気設備には、外部に感染症の病原体を拡散させないフィルターを有すること
- 陰圧制御が可能であること
- 特定区域内の換気を十分行えること
- 特定区域のための排水処理設備を有すること
- 第一種病室等の給水、給湯の設備は、逆流を防止する機能を有すること
- 病室及び前室にそれぞれ手洗い設備を有すること
- 手洗い設備の水栓は、指を使わないで操作できること
- 面会設備を有していること
- 病室に電話、テレビが設置していること
- 前室に手袋、マスク、予防衣その他の必要な器具等を専用に収納できる場所があること
- 吸引機器は、これを介して他の患者等が感染しない構造であること
- 照明設備は、空気が漏れにくい構造とすること

# 第一種感染症指定医療機関の指定基準②

## 【病院関係】

- 微生物学的検査を迅速に行える設備を有すること
- 一類感染症にかかる感染性廃棄物を消毒又は滅菌する設備を有すること
- 使用した医療器具等を消毒又は滅菌できる設備を有すること
- 集中治療室を有すること
- 人工透析を行う設備を有すること
- 原則300人以上収容する施設を有すること
- 診療科に内科、小児科、外科を有し、それぞれに常時医師がいること
- 感染症の医療の経験を有する医師が常時勤務していること
- 重症の救急患者に医療を提供する体制が常に確保されていること
- 院内感染対策委員会が設けられていること

※特定感染症指定医療機関については、今後の国内における新感染症の発生及び海外から国内への侵入の可能性等を総合的に勘案して国が直接指定しており、第一種感染症指定医療機関と同等以上（より強い陰圧室、より強力な排気装置、病室内の滅菌装置の設置等）の施設である。